

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律
の廃止を求める意見書の提出について

自民、公明の与党及び日本維新の会が衆議院法務委員会で内心を処罰対象にする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（共謀罪（テロ等準備罪）法）を強行採決し、衆議院は5月23日に、参議院は6月15日に強行可決しました。

衆議院法務委員会での審議は30時間です。審議は尽したとしていますが、審議をすればするほど人権を侵害する危険な中身が明らかになり、国民に不安と懸念が広がりました。参議院においては、強行採決以上の強行策として参議院法務委員会での審議を打ち切り、法案には賛成の立場の日本維新の会さえ「横暴以外の何物でもない」と反対した「中間報告」をもって参議院本会議で成立させました。

衆議院で政府は一般人には関係ないと、内心を処罰するものではないと繰り返していましたが、その後の参議院審議では環境保護団体や人権保護団体なども、それが隠れ蓑だとして監視対象となりうると衆議院審議ではなかった政府答弁も出されています。

すでに今までも環境保護などを訴える市民までをも不当に調査、監視している警察がこの共謀罪によって、さらに大きな捜査権限を手にする事で国民監視社会への道が加速する危険があることは明白です。犯罪が起こっていない段階で、2人以上が計画し準備したと捜査機関が判断すれば、取り締まり、処罰の対象にする共謀罪法は近代法体系の大原則を覆す悪法です。

国連人権理事会から任命された特別報告者が共謀罪法案に対し、プライバシーに関する権利、表現の自由への過度な制限に繋がる可能性があるかと警告していました。国際ペンクラブ、日本ペンクラブの浅田次郎会長も反対の声明を発表されました。国内外から相次ぐ批判が起こっていました。

憲法が保障する「思想、良心の自由の保障（第19条）」「集会、結社、表現の自由の保障、通信の秘密の不可侵（第21条）」などに根本から反する共謀罪法は廃止にするしかありません。

よって、近江八幡市議会において、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の廃止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月 日

近江八幡市議会議長 田中 好

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
法務大臣 金田 勝年 殿

} 宛